

	教務主任	学年主任	担任	保健室
回 覧				

※生徒提出→担任→学年主任→教務主任→保健室(保管)

学校感染症による欠席届

学校名	石川県立金沢錦丘高等学校
H・番号	H 番
生徒氏名	
受診した医療機関	
診断名	
受診した日	令和 年 月 日 ()
療養期間	令和 年 月 日 () ~ 月 日 ()
上記のとおり、欠席したことを届け出します。 令和 年 月 日 保護者氏名()	

※ この用紙は学校感染症による出席停止の際に使用します。

※ 医療費明細書(写)または薬剤指示書(写)を裏面に添付し、学校に提出してください。

新型コロナウイルス感染症に関して、自身で抗原検査を実施した場合は、陽性判定が分かる検査キットの写真を裏面に添付してください。

参考 出席停止期間の基準(学校保健安全法施行規則第19条)抜粋

○第1種 治癒するまで

○第2種(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。)次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めたときは、この限りではない。

イ インフルエンザ 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで

ロ 百日咳 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで

ハ 麻しん 解熱した後3日を経過するまで

ニ 流行性耳下腺炎 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで

ホ 風しん 発しんが消失するまで

ヘ 水痘 水痘にあっては、すべての発しんが痂皮化するまで

ト 咽頭結膜熱 腫瘍症状が消退した後2日を経過するまで

チ 新型コロナウイルス感染症 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

○第3種および結核、髄膜炎菌性髄膜炎病状により学校医またはその他の医師において感染のおそれがないと認めるまで